

スイス統一関税圏の成立過程と 19世紀スイスの自由貿易主義（1）

黒 澤 隆 文

はじめに

ドイツ諸邦において関税制度の統一が進められた19世紀前半期は、隣接のスイスでも関税制度の統一が試みられた時期であった。スイスの関税改革の試みは、集権化への反発のために何度も挫折したが、19世紀半ばに至って自由貿易主義に基づく統一的な関税体制を生み出した。この間、チューリヒを中心に分布する綿紡績業は、関税政策的な保護を受けずに勃興し、この地域の産業革命の基軸的部門としての役割を担った。ヨーロッパのほとんどの地域の産業革命が、関税政策的な保護の下で成し遂げられていることと対照させるならば、この時期のスイスの自由貿易主義は、経済政策史的にも、また産業革命史的にも、極めて興味深い事例といえるだろう。

また別稿において筆者は、チューリヒを中心とするスイス北・東部の綿工業が、ライン河最上流域の経済と密接な関係にあることを示して、「高ライン地域」をひとつの経済圏として位置づけた¹⁾。そこで、この経済的な空間と、スイスという政治的領域との関係を明らかにすることが次の課題となろう。この点を問題にする上で、経済空間への国家権力による影響が最も端的に顕われると考えられる関税制度の問題は、重要な分析対象である。

以上の問題意識の下に、本稿（1）においては、旧体制に終止符を打った1798年のヘルベ

ティア革命から1848年の連邦政府の成立までの半世紀を対象に、関税制度の統一に関する各種の試みを跡づける。その上で、続稿（2）において、スイスの自由貿易主義の性格について、1870年代までを視野に入れて整理を行い、また連邦成立後の関税制度の性格について分析する。

I フランス覇権下の関税制度と通商政策

1. ヘルベティア共和国の関税改革の試み

1798年までの旧体制下のスイス盟約者団は、主権国家の緩やかな連合体であり、関税や通行税に関する域内の統一性はみられなかった。個人、団体、自治体や邦（カントン）政府などが、関税や、通行税、橋税、入市税、航行税その他の関税類似税を個別に徴収していた²⁾。またグラウビュンデンやウーリなどのアルプスの重要な峠では、多額の通行税が徴収され、また地元の運送業者の組合が独占を維持していた。

1798年初め、バーゼル等の革命に呼応してフランス軍がスイスに侵入し、スイスの旧体制は崩壊した³⁾。フランスの影響の下で1798年に制定された中央集権的なヘルベティア共和国憲法は、冒頭で「カントン間のすべての国境は廃止

2) 本稿では、ここに挙げたような各種の税を、一括して関税類似税と表記する。また、混乱を避けるため、以下ではスイスを構成する支分国（Ort, Canton）を一律に「カントン」と呼称する。

3) この時期の政治史的背景については、Capitani, de François, "Beharren und Umsturz (1648-1815)", in *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*, Basel / Frankfurt am Main 1986, 511ページ以下を参照。なお、以下の注記においては、相互主義的観点に基づき、引用文献を示す場合には欧文の文献の場合にも欧文の引用記号を用いず、日本語で表記する。

1) 黒澤隆文「高ライン地域の国境間経済関係——産業革命期の綿工業を中心に」『社会経済史学』第62巻第4号，1996年，1-30ページ。

される」と謳っていたが⁴⁾、関税制度自体については具体的な規定はなかった。他方、同憲法の第48条では、新たに法律が制定されるまで従来の法律が有効であるとしており、既存のカントン関税の徴収は、当面の間追認された⁵⁾。

統一国家を掲げる憲法の本質に基づき、1799年には統一関税法の制定が計画された。輸出入税を従量税とし、通過^{トランジット}関税は通過距離に比例して課税するという構想であったが、容易に実現しなかった⁶⁾。1800年6月にはアルコール飲料に対して各地で徴収されていた消費税の廃止が決定されたが、同年9月には撤回された。代替財源が確保されるまでは、既存の税の存続はやむを得ないというのがその理由であった⁷⁾。

財政難に悩むヘルベティア共和国政府は、1800年から翌年にかけて、ドイツ諸邦との国境線に統一的な関税線を設けることを計画した。輸出入税は従価で6%未満とされ、通過関税は通過距離と外国との競争を考慮して課すことになった。しかし輸入品価格の高騰や、隣国の対抗措置を誘発する可能性、周辺国への企業活動の移転の危惧のために商工業者の反対が強く、集権派と分権派の対立による政局の混乱もあって、この計画はついに実現しなかった。1802年6月には第2のヘルベティア憲法が定められたが、これも同様に関税については何らの規定もしていなかった。結局、関税改革の実現の前に

ヘルベティア共和国は瓦解してしまっ⁸⁾。

ヘルベティア共和国の5年間は、地域主権が強固なスイス史上では、例外的に集権的体制がとられた時期であったが、この時期に関税改革が実現しなかったことで、関税制度の統一は半世紀後に持ち越された。ヘルベティア共和国の挫折は、中央集権的なフランスの制度が、地域主権と自治の伝統に立脚するスイスには移植不可能なことを示したものであった。関税制度の統一も、集権的体制への不信感の中で、実施に移せる状況ではなかったのである。

2. 調停条約と大陸制度の下での関税制度

1803年以降、ナポレオンが没落するまでの「調停条約」の時期は、「小復古」の時代とも呼ばれる。中央政府は軍事・外交と治安維持を権限とする「同盟権力」に縮小され、かつての邦はその主権をほぼ回復した⁹⁾。

この時期のスイスの基本法となった調停憲法(調停条約)は、その第5条において、「旧来の内外の関税は廃止される。食料品、家畜、商品の自由な流通が保証される。スイス領内には、通行税の徴税所や関税徴収のための税関は、どのようなものであっても設けてはならない。スイス国境の関税は、外国に隣接するカントンに帰属するが、しかしこの関税率は盟約者団会議で承認を得なければならない」とし、また6条では、「何れのカントンも、街道、車道、治山治水のために通行税を徴収する権利を有する。税率についても、同じく盟約者団会議の承認を得なければならない」とした。しかし、この比較的明瞭な表現にも拘わらず、この条文が既存の税をも含めて禁止していると解釈するか、あるいは税の新設のみを禁止していると解釈すべ

4) ヘルベティア政府は、この条文を根拠にチューリヒの食料品移出禁止令を違憲であるとした。Huber, Albert, *Die Entwicklung des eidgenössischen Zollwesens vom Beginn der ersten Tarife bis zur Bundesverfassung des Jahres 1848*, Diss., Bern 1890, 2 ページ。

5) 3月にはカントン間の取引規制を廃止する法が制定されたが、実効性は無かった。Lenzinger, Paul, *Die Wirtschaftsideen der Helvetik*, Diss., Bern 1936, 82 ページ以下。

6) Bauer, Hans, *Von der Zunftverfassung zur Gewerbefreiheit in der Schweiz 1798-1874*, Basel 1929, 75-79 ページ。ここでは、通過関税の語を、ある関税領域にいったん持ち込まれ、そのまま領域外に持ち出される財に対する関税について用いる。通過関税は、領域性をもつ関税制度を前提としており、特定の地点や街道を通過する人や財に課せられる通行税とは、概念的に別個のものである。

7) Lenzinger, P., 前掲書, 84-85 ページ。Huber, A., 前掲書, 2-3 ページ。

8) Wartmann, Hermann, *Industrie und Handel des Kantons St. Gallen auf Ende 1866*, St. Gallen 1875, 209-210, 217-222 ページ。Huber, A., 前掲書, 2-3 ページ。P. Lenzinger, 前掲書, 86 ページ。

9) この時期のスイス盟約者団の法制史的背景については、小林武『現代スイス憲法』法律文化社, 1989年, 第1章, および, U. イム・ホーフ著, 森田安一監訳『スイスの歴史』刀水書房, 1997年, 第7章参照。

きかめをめぐって深刻な対立が生まれ、既存の関税の廃止には合意が得られなかった¹⁰⁾。

その後、同盟権力の意志決定機関である盟約者団会議には関税委員会が置かれ、1806年に各カントン領内の税関の廃止と、カントン境界関税の大幅な簡素化を提案した。しかしこの提案は受け入れられず、盟約者団会議は既存の関税・関税類似税に対して1年間の存続を認めた。各カントンは、関税制度を調査した上で調停憲法の精神に沿った改革を行うことを要請されたが、他方で既存の税の一括承認は1813年まで毎年行われた。こうして問題は先送りされたのである。

他方、スイスの外部国境線に沿った初の統一関税組織は、ナポレオンの大陸制度を実施するために設けられた。

大陸制度では、なによりもまずフランス製品の市場確保が目指された。スイスがフランスとの攻守同盟を結ばされた直後の1803年、フランスは綿製品に対する輸入関税を大幅に引き上げたが、この措置は大陸制度の前奏曲というべきものであった¹¹⁾。その後フランスの圧力の下で、盟約者団会議は、ベルリン勅令に先立つ1806年7月、イギリスの製品とイギリスの占領地で製造された綿布の輸入を禁止した。この措置の実行のために、国境に税関を設けることが必要となったが、その経費を賄うため、1ポンドあたり3クロイツの輸入税を課すことになった。イギリス製品の内では、綿糸が輸入禁止措置から例外的に除外され、1ポンドあたり1クロイツが課せられた。スイスの北部、東部の国境に設けられた14(のちに15)の税関での通関が義務づけられた。徴税事務と国境警備は国境カントンが行い、収支報告を盟約者団会議に提出することとされた。各カントンに対する監督は、調停条約体制の下で対外的にスイスを代表する「スイス知事(Landammann)」の責任とされ

た。この国境関税制度は、1810年まで、盟約者団会議の議決で毎年更新された¹²⁾。この国境関税は純粋に目的税的な財政関税であり、国内産業の保護の観点とは全く欠けていた。

1810年に入ると、大陸制度は大幅に強化された。ナポレオンはスイスを密輸の巢窟とみなしており、フランス帝国への併合という恫喝を用いて、国境監視の強化と税率の大幅な引き上げを要求した。スイス知事であるバテンビル(Wattenwyl)はこの非常事態の中で、調停憲法で認められた権限を越えて、1810年11月、国境徴税組織を盟約者団の直接の管理下に置いた。これを機にフランスの意向に沿った新しい関税率が定められ、平均税率は大幅に引き上げられたが、それでもフランスの直接支配地域に比較すると、4分の1から5分の1の税率にすぎなかった。

この大陸制度の下で、盟約者団は、フランス政府の要求にも拘わらず、原棉にはとりわけ低い関税率を適用し、また機械製綿糸に対する例外的な輸入許可を維持した。こうした決定は、綿工業と関わりの深いカントんにフランス政府の目を避けて密かに伝えられた。その後1811年末に、フランスは再度イギリス製綿糸の流入阻止を徹底するように迫った。これを受けた措置の結果、一時的に綿糸輸入量は激減したが、翌年には回復し、1813年には1810年の水準に戻っている¹³⁾。

このように、最初の共通関税制度が、輸入を抑制するのではなくむしろ促進する形で運営されたことは、スイスの関税制度の性格を理解する上で重要である。いずれにせよ、綿布販売市場の壊滅と綿糸需要の激減という副作用を考えると、フランス帝国市場から排除されたスイスの綿工業にとって、大陸制度が実質的な幼稚産業育成関税として機能したとは考えられない。

1813年10月に、ライプチヒでナポレオンが敗

10) Bauer, H., 前掲書, 196ページ以下。Huber, A., 前掲書, 4-7ページ。

11) Wartmann, H., 前掲書, 231ページ以下。ヘルベティア共和国で準備されたフランスとの間の通商条約は、フランス側が批准しなかったために発効しなかった。

12) Huber, A., 前掲書, 8-9ページ。Wartmann, H., 前掲書, 245-246ページ。

13) Huber, A., 前掲書, 10ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 250, 271, 310ページ以下。

北を喫すると、翌月に開催された臨時の盟約者団会議は、大陸制度に基づく国境関税を廃止し、フランス勢力圏からの離脱を示した。しかし同時に、当座の軍事支出を賄うために、従来の国境税関において低率の輸入税・通過関税を課することを決定した。それまでの高関税を、数十分の一の税率の財政関税に転換したのである。この措置によって盟約者団固有の財源が確保され、各カントンの拠出負担は大幅に軽減された¹⁴⁾。これはスイスが自主的に国境関税を定めた最初の決定であり、関税政策史上重要な意義を有している。

この国境関税への反対の急先鋒はザンクト・ガレンであり、商工業が阻害されることを理由に活発に廃止運動を展開した。ウーリ、バーゼル、シャフハウゼン、グラウビュンデン、アッペンツェル・アウサーローデンもこれに賛同した。その結果、施行から僅か8カ月後の1814年6月末には廃止が決定された¹⁵⁾。スイスの諸カントンにとって共通関税制度はフランスの覇権の象徴であり、軍事費の調達という緊急の課題が達成された以上は、その廃止は避けられなかったのである。

II 復古の時代の関税制度と通商環境

1. 復古の時代の関税制度と盟約者団戦争基金

ナポレオンの没落後、17カ月にわたった「長期盟約者団会議」の結果、1815年8月、新しい同盟規約が締結された。スイス盟約者団は、対外的な共同防衛を主目的とする国家連合に復帰した。しかし従属邦や共同支配地などからなる

かつての不平等で複雑な地域間関係は復活しなかった¹⁶⁾。

1815年の同盟規約は、第11条で、関税に関して以下のように規定していた。「盟約者団会議によって承認された既存の関税、通行税、橋税は、そのまま存続する。しかし盟約者団会議の承認なくしてこれらを新設したり、あるいは既存の税率を引き上げたり、また時限的なものの期間を延長したりしてはならない」。

同盟規約では、通商条約の締結は盟約者団会議の権限とされていたが、関税主権がカントンに残されているために、条約交渉には著しい困難が伴った。たしかに、同盟の目的あるいは同盟規約の規定に沿った議題であれば、多数決による「決議」の形で全体を拘束する決定を行うことが可能であった。しかし同盟規約の第11条は、盟約者団会議に関税に関する監督権限を与えたにすぎず、執行に関する権限の有無は曖昧であり、カントン間の紛争の種となった。同盟規約それ自体の改正が政治的に困難である以上、関税改革はカントンの自主的な参加を得なければ実現せず、そのためその後の関税改革の試みは、ほとんどすべてがコンコルダート(Konkordat, カントン間の国家条約)締結方式で行われることになったのである。

他方、一旦廃止された盟約者団国境税は、共同の軍事行動のための盟約者団戦争基金の財源として、同盟規約に盛り込まれた。バーゼルとグラウビュンデンはこれに反対したが、ナポレオンの百日天下によって国境防衛の必要性が生まれたため、カントン間の自由意思に基づく協定という形式で復活したのである。盟約者団会議の場で関税率が決定され、輸入であれ通過であれ、1ツェントナーあたり0.1~0.2フランという極めて低率の税が一律に課せられた。基礎食料、家畜、飼料、建材、燃料などは免税とされた。関税の徴収は、国境カントンによって粗

14) グラウビュンデンやボーはこの新しい国境税制度には参加しなかった。新しい税率では、ツェントナーあたり課税額は、アメリカ棉6フラン、レバント棉・ナポリ棉3フラン、機械紡績糸10フラン、手紡績糸3フラン、漂白・捺染綿布10フラン、粗綿布一般3フラン、コーヒー、茶や砂糖などには6-12フランであり、その他の植民地物産には5フラン以下の関税が課された。それ以外の商品には、少数の例外を除き、ツェントナーあたり1パッツェンが課せられた。Huber, A., 前掲書, 25-27ページ。Wartmann, H., 前掲書, 301-302ページ。

15) Wartmann, H., 前掲書, 343-344ページ。Schmidt, Heinrich, *Die Schweiz und die europäische Handelspolitik*, Zürich 1914, 12-18ページ。

16) この時期の政治史的展開については、Andrey, Georges, "Auf der Suche nach dem neuen Staat (1798-1848)", in *Geschichte der Schweiz und der Schweizer*, Basel/Frankfurt am Main 1986, 527ページ以下を参照。

収入額の6% (翌年からは8%) の手数料を徴収して行われた。コンコルダートの形で発足したこの国境税制度には、1821年にポーとバレー(バリス)が、1827年にバーゼルとシャフハウゼンが、また1829年にはグラウビュンデンが加盟し、すべてのカントンが参加するに至った。1835年には徴税と基金の運営について統一的規則が、また翌年には徴税に用いる共通の度量衡が定められた。1840年の討議では、ティチーノを除くすべてのカントンが制度の存続に賛成した。こうして、この盟約者団国境税は、連邦政府の成立まで基本的には変更されることなく存続した¹⁷⁾。

それにも拘わらず、その税率が後の連邦関税の十数分の一と非常に低く、経済政策的手段としての性格が全く欠けていたこと、またスイスの外周に統一的な関税線を設けたとしても、各カントン間やカントン内の関税・関税類似税には一切触れなかったことから、この盟約者団国境税は、スイスの政策史においては統一的関税圏の形成を意味するものとは位置づけられていない。この見方は妥当なものであるが、しかしいずれにせよ、盟約者団が直接管理する税収源が確保されたのは、統一関税制度への第一歩であった。

2. 内国関税・消費税・食料品移出入規制

こうして盟約者団の外周に曲がりなりにも共通の関税線が設けられた後も、各カントンの内国関税・関税類似税やその他さまざまな既得権は、手つかずのまま残存していた。この時期、スイスの領内に設けられた各種の税関は、400

に達したとされる。ほとんどのカントンは関税体制の大幅な変更に対抗しており、1816年の討議では、僅かに、チューリヒの提案で既存の関税制度の調査が決定されたのみであった。この調査の報告書は、錯綜した内国関税制度のためにスイスを通過する貿易が周辺国に迂回しつつあると指摘し、この問題への対策として、課税の簡素化と、街道の建設・維持に必要な水準への税率の引き下げを行うことを求めたが、具体的な行動にはつながらなかった¹⁸⁾。

錯綜した関税制度の問題性を最も端的に表していたのは、各カントンが課し、時にカントン関税としての性格を帯びた消費税と、各カントンによる穀物の移出入規制であった。

Ohmgeld (Umgeld) と呼ばれる消費税は、ほとんどの場合アルコール飲料に対する税を意味し、もっぱら中央スイス、スイス西部のカントンなどで徴収されていた¹⁹⁾。ベルンは、1815年から、カントン外から移入されるワインに消費税を課した。この消費税は事実上の輸入税であるとしてポーとヌシャテルが激しい非難をベルンに加えたが、ベルンは、カントン内の課税権はカントン主権に帰属するため、盟約者団会議はこの問題に介入する権利を持たないと反論した。

こうした紛争を背景に、1831年には、14のカントンがカントン間の移出入規制の禁止を決議したが、強制力を伴わなかった。また1833年には、盟約者団会議の通商問題委員会が、消費税の恣意的運用を制限するための規制案を提出した。これは消費税について、通過貿易を妨げないようにすること、盟約者団が締結する通商条

17) Rupli, Walther, *Zollreform und Bundesreform in der Schweiz 1815-1848. Die Bemühungen um die wirtschaftliche Einigung der Schweiz und ihr Einfluß auf die Gründung des Bundesstaates von 1848*, Zürich 1949, 28ページ以下。Huber, A., 前掲書, 33-35, 39-41, 175ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 343-344ページ。ベルンは、当初各カントンからの拠出額の2倍とされていた戦争基金の上限を8倍に引き上げることを提案したが、貴族主義的なベルンの常備軍的思想に対する反発と、ベルンの覇権を恐れる新設カントンの反対に遭い、結局、4倍までの引き上げのみが1820年に受け入れられた。

18) Huber, A., 前掲書, 42-44ページ。Rupli, W., 前掲書, 69-71, 211ページ。通行税収入の一部は実際に道路の建設や補修に充当されており、通行税のすべてが関税的な負担であったとはいえない。実際、この時期のスイスの諸街道はヨーロッパで最も整備されたものであった。しかしいずれにせよ、遠隔地交通が通行税負担の軽微な周辺国経由の経路に迂回するようになっていたことは否定できなかった。

19) ヘルベティア共和国時代には、これらを廃止してアルコール飲料に対し一律に販売価格の4%を課税することとされたが、これは前述のように実行されなかった。

約の規定に合わせることを、食料品のみを対象とすることを規定し、さらに徴税を口実としたカントン境界の軍事国境線化を禁止した。しかし消費税を持つカントンはすべてこれに反対し、この規制案は実行されなかった²⁰⁾。消費税は、とりわけスイス西部のカントンにとっては重要な財源であった。消費税を巡る各カントンの態度は、原則によったものというよりは、自己の財政的な利害に基づいた御都合主義的なものであった²¹⁾。そのためこの消費税を巡る対立は、1848年の関税制度改革まで続くことになった。

消費税とともに、農産物価格の高騰時に幾つかのカントンが食料品の移出を禁じたり、カントン内の生産者に対する排他的な保護を行ったことも、カントン間の深刻な紛争の原因となった。同盟規約第11条は、カントン間の商品流通の自由を保証していたが、「不当な利益と、不法な買い占めに対する警察的な措置はこの限りではない」との但し書きを付していた。この但し書きには、「この警察的な措置は、自己のカントンの住民に対しても、他のカントンの住民に対しても同様に適用されねばならない」との規定がされていたが、結果的にはこの但し書きが、多くのカントンによる統制の濫用を招いた。

実際、1816年の不作時には、ボーやベルンが穀物の移出規制を行い、その他のカントンもこれに倣った。これによって工業的な東スイスのカントンは深刻な食料危機に見舞われた。こうした事態の中で、盟約者団会議は1818年と翌年に、同盟規約第11条の警察条項を食料品の輸出規制に用いてはならないことなどを決議し、代表邦(Vorort)に対して、違反したカントンに同盟規約の遵守を要求するよう求めた。さらに、

この決議が同盟規約自体によって定められた内容の遂行のための決議であるとして、すべてのカントンを多数決によって拘束すると宣言した。しかしティチーノとバレーは、全カントンを拘束する内容を持つ盟約者団決議は、全会一致の決議によってか、あるいは同盟規約で盟約者団会議に当該の権限があらかじめ与えられている事項に限り有効であるとして、この決議への服従を拒絶した²²⁾。

その後も、第11条の規定に関するカントン間の紛争が頻発し、とりわけベルンに対する非難が繰り返された。盟約者団会議は、1831年にもこの問題についての決議を行ったが、やはり強制力が伴わず事態の改善にはつながらなかった。この問題をめぐるカントン間の紛争は、1846年から翌年にかけての飢饉でも、そのままの形で再現されたのである²³⁾。

3. 対仏報復関税制度とその挫折

1820年代のスイスで一時的に実現したコンコルド方式に基づく共通関税制度は、フランスの保護主義的な政策に対する報復として打ち出されたものである。ブルボン家の復帰後、通商面でのスイスの最大の関心は、フランスが革命時の輸入禁止的な保護貿易政策を継続するか否かであった²⁴⁾。しかしフランスは、1814年以降次々と保護主義的な政策を打ち出した。これに打撃をうけた商工業的なカントンは、フランスとの交渉に傭兵供給条約を利用するべきことを主張したが、ベルンを筆頭とする農業的カン

20) Rupli, W., 前掲書, 92-96ページ。Huber, A., 前掲書, 172ページ以下。

21) ベルンの措置に最も強く反対していたボー自身でさえも、カントンの主権を制限する措置には反対した。チューリヒがしばしば批判したように、ボーは自己の利益に合致する限りでベルンに対する非難を行っていたにすぎず、関税統一についてはむしろ強硬な反対派であった。

22) Bauer, H., 前掲書, 198ページ。Rupli, W., 前掲書, 66-68ページ。Huber, A., 前掲書, 59ページ以下。

23) Huber, A., 前掲書, 63ページ以下, 173-175ページ。Rupli, W., 前掲書, 145-146ページ。

24) スイスが、18世紀を通じて享受したような有利な条件で通商条約を結べるのではないかと期待もあった。Scheven, W., *Die Wechselwirkung zwischen Staats- und Wirtschaftspolitik in den schweizerisch-französischen Beziehungen der Restaurationszeit*, Diss., Bern 1920, 12ページ以下, 50-53ページ。Litschi, Josef, “Das Retorsions-Konkordat vom Jahre 1822”, in *Zeitschrift für Schweizerische Statistik/ Journal de statistique suisse*, Luzern 1892, 7ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 345-347ページ。

トンは、傭兵供給条約の締結は各カントンの管轄であり、他方通商条約は盟約者団の管轄であるとして、両者のリンクを拒絶した。結局、フランスの譲歩を引き出す前に、ベルンを中心とする諸カントンとフランス王室の間で1816年に傭兵供給条約が結ばれた。しかしフランスがその直後に新しい関税法を定め、綿糸・綿布に対する輸入禁止を継続し、亜麻布やチーズに対する関税を輸入禁止的な水準に引き上げたことで、スイスが絶好の取引材料を失ったことが明らかになった²⁵⁾。

フランスの保護主義的な政策はこれにとどまらず、1817年にはさらに関税率を引き上げ、1819年には穀物関税を導入した。この事態を憂慮した盟約者団会議は委員会を設けて報告を提出させた。この報告書は、報復関税の採用を完全に否定したわけではなかったが、基本的には国家による経済への介入に反対し自由貿易を擁護しており、具体的な対策は示さなかった。報復措置がスイスの物価水準を引き上げ、国際競争力に悪影響を及ぼすこと、徴税には費用がかさみ、また密輸を誘発すること、中継貿易が打撃を受けること、また商人たちが商業拠点をスイスの外部に設けてスイスの利害に打撃を与えるだろうことなどが、その理由であった²⁶⁾。

その後も、フランスは農産物の保護を強化し、1820年以降、チーズ関税、羊毛製品関税、穀物関税、亜麻・大麻・肉その他の農産物関税を引き上げた。その結果、スイスからの家畜やチーズの輸出はほとんど不可能になった²⁷⁾。

この政策によってスイスと同様に打撃を受けていた南ドイツ諸邦は、1822年、報復関税を設け、スイスに対しても共同歩調を求めた。スイスが同調する場合には、スイスに対しては最恵国待遇を与え、関税の引き上げを行わないとしたのである。これを受け、またフランスの関税引き上げが農産物にまで拡大するに及んで、それまで報復措置に消極的であったベルンを中心とする農業的カントンは、独自に報復措置を実施することを決定した。フランスからの穀物輸入を禁止し、フランス産アルコール飲料への課税を強化して、その他の製品にも新たに関税を課したのである。これらの措置は、当時の状況では抑制のとれたものであったが、バーゼル、チューリヒ、シュピーツ、ジュネーブ、ヌシャテルはこれに反対した。上記の報告書で指摘された理由に加え、スイスの主力輸出品の市場がすでにフランス以外の大陸諸国や海外市場に移っていること、また植民地物産取引が報復措置によって妨げられることなども、報復措置への反対の論拠であった。スイスが報復措置を実施しても、自給自足度の高いフランスは、いずれにせよ保護関税を捨てようとはしないだろうとの説得力のある見解も、報復反対論を強めた²⁸⁾。

しかし、この問題を検討するために盟約者団によって設けられた委員会の報告は、自由貿易を賞賛しつつも、自衛と報復の権利を根拠に、報復措置を実施することを提案した。穀物、穀粉を輸入禁止（最終的にはキンタルあたり2.50フランの輸入税に変更）とし、アルコール飲料、植民地物産、皮革・繊維製品、油、チーズなど20品目あまりの重要な輸入品に報復関税を課することを定めたのである。この制度によってスイスの国境で課税された商品には、報復関税地域

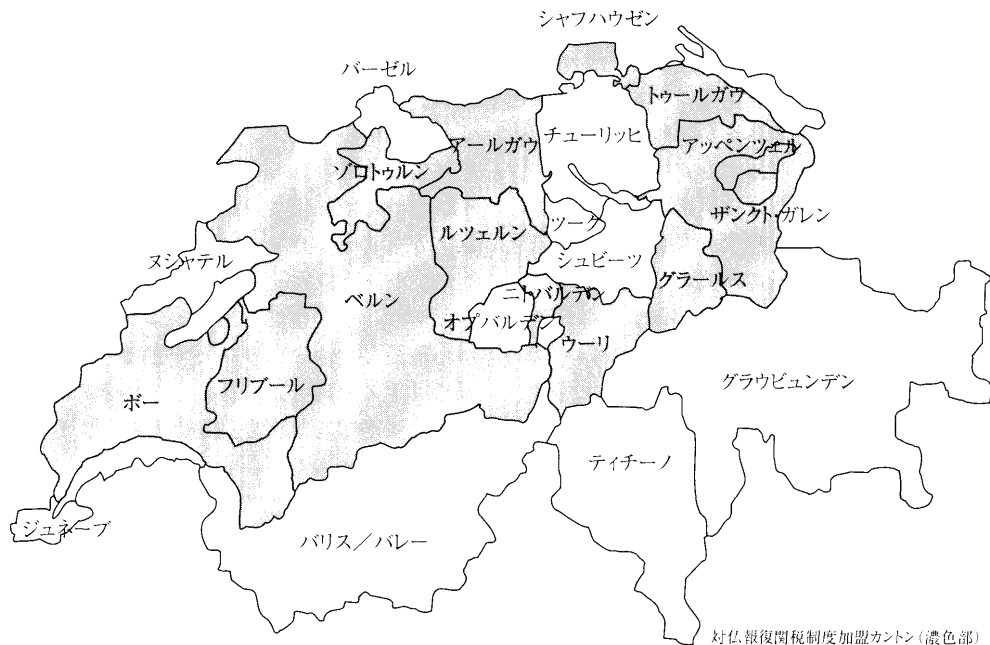
25) Wartmann, H., 前掲書, 347ページ以下, Schmidt, H., 前掲書, 19ページ以下, Rupli, W., 前掲書, 34-35ページ, Huber, A., 前掲書, 71ページ以下, チューリヒの主張は、バーゼル、ザンクト・ガレン、アールガウ、トゥールガウ、シャフハウゼン、グラウビュンデン、ポー、ティチーノによって支持され、他方、ベルンの主張には、ルツェルン、ウーリ、シュピーツ、ウンターバルデン、グラールス、ツーク、フリプフル、ゾロトゥルン、バレー、ジュネーブが与した。

26) Litschi, J., 前掲論文, 2ページ, Wartmann, H., 前掲書, 354-355, 393ページ以下, Rupli, W., 前掲書, 40-41ページ, Huber, A., 前掲書, 77ページ, Scheven, W., 前掲書, 25, 65ページ以下。

27) Rupli, W., 前掲書, 44-45ページ, Huber, A., 前掲書, 1

81ページ, Wartmann, H., 前掲書, 397-399ページ, 1820年6月には絹織物の輸入が禁止された, Scheven, W., 前掲書, 68ページ。

28) Litschi, J., 前掲論文, 4ページ以下, Rupli, W., 前掲書, 45-50ページ, Huber, A., 前掲書, 82, 95ページ, Wartmann, H., 前掲書, 397-400ページ, Scheven, W., 前掲書, 71ページ以下。



内での自由な流通を保証するとした。税収は盟約者団への拠出義務比率にしたがって各カントンに分配するとし、通過貿易を優遇することも明記された²⁹⁾。この関税の適用対象からは、スイスと通商条約を結んだ国、あるいはスイスと良好な通商関係を維持している国を除外して、事実上フランスのみを標的とした³⁰⁾。しかしそのために、この報復関税は一般関税制度としての性格を失ってしまった。

この草案は自由意思に基づくコンコルダート

の形で提出されたため、全会一致ではなく過半数で承認された。しかし文面では「盟約者団の合意」という表現が用いられており、また協定の実施に対する盟約者団会議および代表邦による監督についての規定が、全カントンを拘束する決議としての性格を残していた。これらは対外的な効力を考えての措置であったが、チューリヒやバーゼルはこれに反発した。

この対仏報復協定は、12のカントンと3つの半カントンで批准され、1822年11月に発効した。このうちグラウビュンデンとティチーノは批准せず、代わりにウーリとニトバルデンが加わった（地図参照）。ベルンへの対抗意識とその利己的な消費税政策への不信から、チューリヒはこの協定には加わらず、その結果、協定関税領域が東西二つの地域に分断されることになってしまった。バーゼルやジュネーブは、協定がスイス内の自由な商品流通の保証という同盟規約の規定に反していること、原産地証明などの煩瑣な手続きが通過貿易を阻害することを指摘し、またバーデン、ピュルテンベルクの製品が免税とされるのに対して、非協定カントンの製品には報復関税が課せられることにも激しく抗議し

29) Litschi, J., 前掲論文, 7 ページ以下。Schmidt, H., 前掲書, 21 ページ以下。Huber, A., 前掲書, 84 ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 399-402 ページ。Rupli, W., 前掲書, 52 ページ以下。委員会の少数派は、自由貿易を賛美し報復措置に反対していた。なお、ここでの「通過貿易」は、各カントンを「通過」する貿易ではなく、対仏報復関税協定地域を全体としてみた上で、「通過」となる貿易を意味する。この両者は混同されることが多く、後述のツェルウェーガーによる通過貿易促進の計画においてもカントン間で解釈が分かれ、計画の挫折の一因となった。

30) オーストリアも、1817年に綿、羊毛、絹製品に対して輸入禁止的措置を定め、また1818年には亜麻織物、農産物・農産加工品にも高関税を課した。しかしフランス市場を重視したスイスは、神聖同盟の有力2カ国と二正面で対立することを避け、当面フランスに対する対抗措置に専念したのである。Huber, A., 前掲書, 80 ページ。

た。またジュネーブやバーゼルで生産されるワインに対して、自家消費分をフランスから輸入していることを理由に、原産地証明がある場合でもフランス産と同様の課税がされたことは、両カントンの憤激を引き起こした³¹⁾。

カントン間の深刻な対立の原因となったわりには、フランスに対する報復効果は微々たるものであった。盟約者団内の対立の激化を憂慮して、ルツェルン、ウーリ、ニトバルデンは協定脱退を決定し、その他のカントンも、1824年10月をもって報復関税制度を終了させることを決定せざるをえなかった。こうして、コンコルダート方式による共通関税創設の試みは、2年足らずで挫折し、スイスは通商政策上の無力を諸外国に露呈した³²⁾。

この対仏報復関税協定は、カントン間の自由意志に基づく協力によって通商政策を行おうとの試みではあったが、内国関税の廃止という関税圏形成の最も重要な要素を欠き、各カントンの関税制度の調和も想定されていなかった。重要な課税対象である穀物とワインからの税収は各カントンの歳入に直接編入されており、関税法や関税施行令もカントンごとに定められた。何よりも報復関税の主張者であるベルン自身が、カントンの持つ関税主権を制限することに断固として反対していた。このように、対仏報復関税協定の発想は、域内の自由な商品流通や、カントン間の制度の統一を目指したものではなかったのである。

4. ドイツ諸邦との関係

この時期は、隣接のドイツ諸邦でも関税統一が模索された時期であった。ここで、ドイツ語系のカントンが多数派を構成しているスイス盟約者団と、ドイツ諸邦による関税同盟の関係に

ついて触れておきたい。

1816年にライプチヒで「ドイツ工場生産者協会」(Deutscher Fabrikantenverein) が結成された際には、ザンクト・ガレンも正式に招待されてこれに参加した。ここでは、スイスはドイツの14の地区のうちの第10地区と位置づけられ、ザンクト・ガレンがその拠点とされた。しかし、ザクセンが主導するこの協会への不信感のために、その後ザンクト・ガレンはこの運動から離脱した。またリストが主導した1820年前後の「ドイツ商・工業協会」の動きに対しても、個人の資格で参加者を送ったものの、それ以上の関与はなかった³³⁾。

ウィーン体制の下では、ブルボン家の反動的な政策とフランスの保護主義のために、盟約者団の通商外交は、フランス離れとドイツ諸邦への接近という動きをみせた。他方ドイツの側には、リストのように、スイスをドイツ国民経済の自然な構成者とみなす見方もあった³⁴⁾。実際、南ドイツの南部とスイス北・東部の諸カントンは、経済的には農工分業関係にあり、互いに密接に結びついていた。

他方スイスでは、関税上の結合関係が政治的な結合に発展しようと考えられていた。そのため19世紀ヨーロッパで最も共和主義的であったスイスでは、君主制の伝統が強いドイツ諸邦との関税的な結びつきは、最初から忌避されたのである。したがってスイスでは、ライン河の北岸に位置するシャフハウゼンを除き、ドイツ諸邦主導の関税同盟への加盟を真剣に考慮する勢力はほとんどみられなかった。他方、ドイツ側でも、スイス企業との競争を警戒する見解が支配的であった。ドイツ諸邦との通商関係の強化は、ドイツ関税同盟の形成やドイツの政治的統一の動きとは明瞭に一線を画す形で行われたのである³⁵⁾。

31) Litschi, J., 前掲論文, 8ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 55ページ以下。Huber, A., 前掲書, 88ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 402-408ページ。Scheven, W., 前掲書, 78ページ以下。

32) この影響は、1822年に提案されていたサルディニアからの条約交渉提案が撤回されるという形で表れた。Wartmann, H., 前掲書, 408ページ。

33) H. Wartmann, 前掲書, 381ページ以下。「ドイツ工場生産者協会」および、その後のドイツ各地での類似の運動については、松田智雄『ドイツ資本主義の基礎研究』岩波書店, 1967年, 129ページ以下を参照。

34) フリードリッヒ・リスト著, 小林昇訳, 『経済学の国民的体系』岩波書店, 1970年, 466-467ページ。

次に、南ドイツ各邦との間の通商交渉についてみてみよう。ビュルテンベルクは1824年に関税率を大幅に引き上げたが、スイスに対しては従来の関税率を適用した。1825年にはスイスとビュルテンベルクの通商条約が締結された。この条約は、スイス産品に対する特惠関税率の適用を定めたほか、国境地帯での近距離貿易、小売用の食料品取引、国境を挟んでの家畜の放牧についての優遇措置を規定した。また穀価の高騰時に限り、穀物輸出の量を半分まで制限できるとして、ビュルテンベルクによる穀物輸出規制に歯止めを設けた。さらに、再輸出入貿易(Veredelungsverkehr)に関しては、スイスの漂白所で亜麻布を漂白した場合、ビュルテンベルクへの再輸入時の課税を免除した。またビュルテンベルクで絹・綿に紡績・刺繍その他の加工をし、スイスに再輸入する場合にも同様の措置を定めた³⁶⁾。

他方バーデンの間では、1812年に通商条約が締結された³⁷⁾。1822年にこれが失効した後は、暫定的更新が行われた。バーデンは1825年の新関税法で、スイスからの輸出品の多くに対する関税を引き上げた。その後も、スイスにとっての輸出環境は改善しなかった³⁸⁾。

1828年に南ドイツ関税同盟が成立すると、従来の各領邦との条約は破棄されたが、スイスに対する優遇措置の一部は残された。通過貿易の優遇、穀物輸出規制の制限、国境交通の改善、一部の商品に対する関税優遇などである。また

再輸出入貿易に対する優遇は、各領邦の裁量で行えることになり、従来の措置が維持された。しかしバイエルンの高い関税率が南ドイツ関税同盟全体の関税率の基準となり、また綿製品や亜麻製品が優遇措置から除外されたため、スイスにとって事態は深刻であった³⁹⁾。

南ドイツ諸邦によって認められた以上の一連の優遇措置は、高ライン地域内の密接な経済関係を反映していた。とりわけ再輸出入貿易や農産物取引に対する優遇措置は、スイスと南ドイツの工程間分業関係や農工分業関係を反映するものであった。

この時期のスイスの通商政策的な課題は、隣国の中で唯一自由貿易政策をとるバーデンを、ドイツ諸邦による関税同盟形成の動きから可能な限り遠ざけておくことであり、さまざまな働きかけを行っていた。他方、その他のヨーロッパ諸国との通商関係は、悪化しこそすれ好転することはなかった。こうした通商環境の悪化は、後の関税制度改革の背景となっていた。

5. 1820年代のツェルウェーガーによる改革の試み

復古の時代の関税改革の試みとして重要なのは、ツェルウェーガー(J. C. Zellweger)の関税改革案である。盟約者団に直属する関税調査官に1822年に就任したツェルウェーガーは、1826年に関税改革に関する報告を提出した。彼は抜本的な改革が困難な状況を踏まえて、通過貿易の減少への憂慮から、さしあたり通過関税に焦点を絞った改革を提案した。対象をボーデン湖からジュネーブに至る通商路に定め、通過関税を一律に従来の3分の1に引き下げ、カントンあたりの徴税拠点を1カ所とし、課税は重量と通過距離のみを基準とするとした。彼はさらに、運送業者特権の廃止その他の措置や、街道の整備に関するコンコルダートの締結を提案した。しかしながら、税率の引き下げ方法を巡

35) Rupli, W., 前掲書, 43-44ページ。Wartmann, H., 前掲書, 405ページ。ドイツ関税同盟については、諸田實「ドイツ関税同盟」(諸田實・松尾展成・小笠原茂・柳澤治・渡辺尚・E. シュレンマー著『ドイツ経済の歴史的空間——関税同盟・ライヒ・プント』昭和堂, 1994年), 3-61ページ, を参照。

36) Studer, Wolfgang, *Der Veredelungsverkehr zwischen Deutschland und der Schweiz. Seine Bedeutung und geschichtliche Entwicklung*, Diss., Würzburg 1927, 37ページ。Huber, A., 前掲書, 96ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 410-411ページ。

37) Wartmann, H., 前掲書, 295-296ページ。この条約は再輸出入貿易に対する優遇措置を定めており、刺繍あるいは紡績のためにバーデンに輸入され再輸出される商品に対して、バーデンは関税を免除した。

38) 同上書, 409-410ページ。

39) ただしその後の交渉の結果、農産・畜産品に対する優遇措置のほか、綿糸および未漂白・未染色の綿織物に対する関税の半減が認められた。Studer, W., 前掲書, 43ページ参照。Huber, A., 前掲書, 105ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 355ページ以下, 413-415ページ。

る対立や、財源の維持に執着するカントンの反対もあって、この計画は挫折してしまった⁴⁰⁾。

その後1829年には、協定の対象をボーデン湖からヌシャテル西端のフランス国境への経路に限定し、反対するカントンを除外する形で、上記の協定の実現を図ることになった。1829年には協定が締結されたが、バーゼルはこれを批准しなかった。この時期アルザスではローヌ＝ライン運河が完成し、また対岸のバーデンでも、通過貿易を引き寄せるべくバーゼルに接続する経路には高関税を課し、他方自国領を通る経路は無関税としていた。バーゼルはこうした動きに危機感を覚え、地元の利害に直結する改革を優先させたのである。こうした状況でバーゼルの加えることが断念され、残余のカントンのみで協定の運用をはかることになった。

他方1830年の7月に、領内で徴収する関税・関税類似税の徴税方法の簡素化について、14のカントンがコンコルダートを締結した。これには、チューリヒ、ベルンに加え、東スイスのカントンや、ヌシャテル、ジュネーブも加盟しており、各種の税を定率の通行税・橋税と消費税とに集約することを内容としていた⁴¹⁾。

上記の二つのコンコルダートは、もし実現していれば部分的とはいえ統一関税圏形成への手がかりとなるはずであった。しかしながら、1830年のフランス七月革命とそれに続くスイス各地での「再生 (Regeneration)」の動きなどで、この二つの協定はついに実行されないままに終わってしまった⁴²⁾。いずれにせよ、改革の挫折は、改革の必要性自体についての認識の不足の結果ではなく、むしろ盟約者団の権限の不

十分さや、カントン間の調整の困難さに起因していたのである。

III 「再生」の時代の関税制度と通商環境

1. 再生の時代と同盟規約の改正

フランスの七月革命の後、多くのカントンで自由主義急進派勢力が政権を獲得したが、これを受けて、1831年5月から同盟規約の改正が討議された。翌年末に纏められた改正案は、国家連合の原則にとどまりつつも中央権力の権限を高め、関税や関税類似税についての許認可権限を盟約者団会議に委譲し、これを距離や重量など一定の基準と街道の維持経費に応じて徴収するとした。また個人の財産権に基づいた通行税等は、相応の補償によって廃止するとしていた⁴³⁾。しかしこの草案は、保守派のカントンやスイス西部の諸カントン、それにベルン、ティチーノ、グラウビュンデン、バーゼルの激しい反対に直面した。結局、1833年の5月に承認された新しい同盟規約は、その第16条で、「すでに盟約者団会議によって承認されている現存の関税・通行税・橋税などは、そのまま存続する」と規定した。抜本的改革は断念され、1815年の規定に後退してしまったのである⁴⁴⁾。

43) この案は、同時に、郵便・貨幣制度の統一、軍事機構の一元化、スイス内の居住・営業の自由、常設の中央権力機構の設置を予定していた。Gariel, Georges, *La Centralisation économique en Suisse. L'Œuvre économique de la Confédération depuis 1848*, Paris-Genève 1912, 18-19ページ。

44) Huber, A., 前掲書, 114ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 107ページ以下。この同盟規約の第8条は、盟約者団会議での重要な議題の議決については、4分の3のカントンの賛成が必要であることを定めていた。また通商条約に関する盟約者団の権限については、「この [関税に関する…引用者] 条項, あるいはこの条項に基づく規定は、関税・通商条約の締結に関する盟約者団の権限を損うものではない。こうした場合には、盟約者団は、当該のカントンに適切な補償を行わねばならない」とされた。なお、1833年に盟約者団によって設けられた委員会は、自由貿易を擁護し、報復関税の採用に反対した。同時に、周辺諸国が形成する関税圏への加盟にも強く反対していた。この委員会報告は、その後の盟約者団の通商政策の基礎となった。Emminghaus, C. B. Arwed, *Die schweizerische Volkswirtschaft*, Leipzig, 1860, Erster Band, 184ページ。

40) Rupli, W., 前掲書, 73ページ以下。Huber, A., 前掲書, 48ページ以下。さらに第2の協定の草案が作成されたが、これはカントン全土で道路の改修に取り組んでいたボーデン湖の拒絶によって挫折した。

41) Rupli, W., 前掲書, 85-87ページ。Huber, A., 前掲書, 56ページ以下。

42) 他方、幾つかの主要な街道で交通の促進についての成果がみられた。ゴットハルト峠に関しては、1826年の協定で5つのカントンが合意し、馬車道の整備の義務、共通の通行税の採用、運送業への自由競争の導入などが定められた。Rupli, W., 前掲書, 92, 130ページ。Huber, A., 前掲書, 117ページ。

分権主義と集権主義の対立は、カントンの財政主権に関する対立であった。財源に関する各カントンの不安を解消できない限り、関税統一論者が勝利する見込みはなかった。集権主義者の基盤である急進派でも、関税問題については意見が分かれており、とりわけベルンやボーでは、急進派の間でも関税制度の全スイス的な統一の必要についての認識は稀薄であった。

他方、1830年代には主要なカントンで関税制度の再編がなされ、カントン内の内国関税の廃止や制度の統一などが進んだ。例えばチューリヒでは、1835年、自由貿易主義的観点から、大幅な税収減という犠牲を払って既存の税を集約し、簡素な通行税による体制を確立した。これは1830年代の民主化の反映でもあった⁴⁵⁾。

1834年には、今度はチューリヒの主導で、通過関税軽減のためのコンコルダートが計画された。独自に関税改革を進めていたザンクト・ガレンと、改革の実現性に懐疑的であったトゥールガウを除き、諸カントンは総じてこの計画を支持した。具体的には、既存の多様な通過関税を、重量と通過距離に応じた低率の通過関税に一元化し、これをカントンの1カ所の徴税拠点で徴税すること、また運送業者に対する免許規制を廃止することを予定していた。しかし、幾つかのカントンに認められた特例を不服としてベルンが批准を拒否し、結局、この計画は挫折してしまっ⁴⁶⁾。

盟約者団会議の関税専門家委員会が提案した内国関税改革の計画も、同様の憂き目にあった。これは、通行税・橋税に課税基準と課税の上限を設けること、カントンの輸入税を引き下げること、穀物輸入関税・消費税に課税原則を定め

ること、市場税の統一をはかることなどを内容とし、これらを6分野に分けて個別に実現を目指していた。しかし、ベルンや峠道を擁するカントンなどが反対し、結局7カントンの批准しか得られず、このコンコルダートも発効しなかった。

この時期、政府の次元で抜本的な改革に真剣だったのはチューリヒとグラールスのみであったが、そのチューリヒも、スイスの国境に統一的な関税を設ける計画については、保護関税化を警戒して積極的ではなかった。他方、集権化を求める勢力の重要な拠点でありながら、ベルンは関税に関してはカントンの主権に執着していた。いずれにせよ、保守派カントンであるか、あるいは「再生」カントンであるかというこの時期の基本的な対立軸は、関税制度改革に対する各カントンの態度に直結したわけではなかったのである。

関税改革をめぐるチューリヒとベルンの合意の難しさは、ひとつには農業利害と工業利害の対立にも起因していた。その後、チューリヒとベルンが妥協を模索し始める1840年代まで、改革の動きは停滞してしまっ⁴⁷⁾。

2. 再生の時代の対外通商環境

次に、再生の時代におけるスイス盟約者団の通商外交についてみてみよう。ドイツ関税同盟の成立に危機感を覚えたザンクト・ガレンなどの要請を受けて、盟約者団は使節を派遣してバーデンの加入阻止を図ったが、これは失敗に終わった⁴⁸⁾。バーデンはいずれにせよスイスに対して自由に輸出し得るのであるから、スイスとの貿易に関してはドイツ関税同盟への加入によって失うものはなかったのである。

ドイツ関税同盟条約には、綿織物の再輸出入貿易の優遇措置が盛り込まれた。そのため加工のために関税同盟内に輸入され再輸出される場合には、それまでのバイエルン、ビュルテンベ

45) Huber, A., 前掲書, 121ページ。Rupli, W., 前掲書, 148ページ以下。これらの改革は、カントン境界関税方式であれチューリヒでとられたような方式であれ、その内容からして、1806年から1810年代にかけてドイツ諸邦で行われた領邦単位での関税統一化の動きに相当するものといえる。

46) 他方、この計画に伴って進められた度量衡の統一は幾分の成果を生み、十進法に基づく新しい度量衡を定めたコンコルダートが1835年に12のカントンにより批准された。1836年には盟約者団の行政で使用が義務づけられた。

47) Rupli, W., 前掲書, 123-128ページ。Huber, A., 前掲書, 119ページ。

48) Wartmann, H., 前掲書, 414ページ。

ルクでの取り扱いに準じて処理されることになった。また、毛織物・未染色絹織物でも同様の措置が認められた。バーデンとビュルテンベルクには、例外的に再輸出入貿易に対する優遇措置を実施することが認められていた。そのため、それまでビュルテンベルク関税法に定められていた再輸出入貿易についての優遇規定は、ドイツ関税同盟加盟後も維持された⁴⁹⁾。またその後の南ドイツ諸邦とスイスの通商交渉の結果、スイスに対する関税優遇措置が1836年から適用された。穀物、木材、染料植物、陶磁器その他幾つかの品目に対する関税の免除、ワイン、チーズ、バター、牛、時計部品に対する税率の優遇、それに、繊維に関する双方向の再輸出入貿易に対する優遇措置などがその内容であった⁵⁰⁾。

他方フランスは、1831年4月に輸入禁止品目の国内通過を許可し、1836年には肉牛に対する輸入税を引き下げた。しかし、その他の工業製品や農産加工品についてのスイスの要求はことごとく拒絶した。

その他の諸国との交渉も一般に不調であり、1844年にオーストリアがスイス製の時計と綿製品に対して大幅な関税軽減措置を適用したことを除けば、ヨーロッパ各国との1830年代、40年代の通商交渉は僅かの成果しか生まず、とりわけ綿工業にとって近隣市場は目に見えて縮小した。スイスが報復関税を採用する態勢にないこと、カントン主権に属する消費税その他の扱いが議題となる場合には、盟約者団が交渉者としてスイスを代表しえないことなどが通商交渉の阻害要因となっており、スイスでは次第に関税制度の改革を求める声が高まっていった。とりわけドイツ関税同盟の成立は、スイスの関税改革論争を刺激した。ドイツ関税同盟自体をスイスの関税統一のモデルとすべきとの見解は少数みられたにすぎないが、ドイツ関税同盟の成立によって製品市場が狭隘化した東スイスでは、

統一的な通商政策を求める声が強まった。カントン政府レベルでは抜本的な関税改革に依然として及び腰であったが、個人や民間団体のレベルでは、関税改革が重要な政治的課題として議論されるようになったのである。

3. 1844年専門委員会報告

1840年代に入ると、チューリヒが統一的なスイス国境関税に積極的になったこと、多くのカントンで集権主義的な急進派の勢力が拡大したことで、関税問題が進展する兆しが生れた。1840年代以降、チューリヒを中心に鉄道敷設計画が進められており、旧態依然たる関税制度の改革の必要性が人々に認識されたことも、その背景にある。こうした中で、チューリヒは1841年、チューリヒ工業協会 (Zürcher Industrieverein) の要求を踏まえて、関税制度の実態調査とそれに基づく関税改革案の検討を盟約者団に提案した。関税改革に反対するカントンが先延ばしを図ったため調査は遅れたが、ようやく1844年に、盟約者団会議によって承認されていた関税の目録が完成した。この関税目録はその後の関税改革の基礎資料となった。

この関税目録によると、当時のスイスには、通行税的な税体系に立脚するカントンと、ベルンのようにカントン境界に関税線を持つカントン、それに両者を併用しているザンクト・ガレンやルツェルン、フリブール、グラウビュンデン、ティチーノなどのカントンが併存した。アールガウに至っては、それぞれ異なる関税体系を持つ三つの領域からなっており、極めて錯綜した状況であった。この調査結果を元にした1844年3月の報告書は、1840年代の関税制度論争の縮図であった⁵¹⁾。

この報告では、委員の全員が保護関税政策に否定的な見解を示していた。経済情勢は巷間で言われているほどには悪化しておらず、他方、革鞣業や鉄採掘業などが外国の保護関税に苦し

49) Studer, W., 前掲書, 44ページ。

50) Huber, A., 前掲書, 180ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 415-417ページ。

51) Huber, A., 前掲書, 122, 155ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 129ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 434ページ以下。Schmidt, H., 前掲書, 49ページ以下。

んでいるとはいえ、これは関税的施策で改善できるものではないと指摘したのである。その上で、自由貿易の維持を前提に、国内交通の阻害要因を取り除くことを課題としたが、その方法については委員の見解は分かれた。

ルツェルン、バーゼル、ジュネーブ、ティチーノ、ヌシャテルからの出身者からなる多数派の5人は、抜本的な改革に反対していた。その理由は以下のように述べられている。従来の関税体系が交通を著しく阻害しているとはいえ、毎年、如く商工業の破滅が予言されてきたが、さしあたりは杞憂に終わっている。漸進的で着実な関税改革が各カントンで行われつつあり、その成果を待つべきである。また統一関税制度は従来保証されてきたカントンの主権をさまざまな点で侵害する。

実際、ドイツ関税同盟成立による打撃は、1830年代後半からの海外市場の極めて精力的な開拓によって、この時期にはかなりの程度まで克服されていた⁵²⁾。多数派意見の現状維持論、楽観論は、こうした遠隔地市場開拓の成果を背景に主張されたのである。これら多数派意見は、現状の打開策として関税改革よりも教育改革を重視し、科学教育や職業教育などを行う工業学校や各種専門学校を設立すること、図書館を整備することなどを提案した⁵³⁾。その上で関税に関しては、個々のカントンの自主的な関税の引き下げ、スイス商品に対する消費税の課税の廃止、通過貿易の優遇、道路・水路網や郵便制度

の整備を提案した。

この提案に対して、チューリヒ工業協会の会長であるペスタロッチ=ヒルツェル (Pestalozzi-Hirzel) や、盟約者団関税調査官であるツーク出身のシドラー (Sidler)、それにシャフハウゼンやアールガウの出身者4人からなる少数派の意見は、保護関税を拒否しつつも、対外的な通商交渉主体を創出することが必要だとして、スイス内部のすべての通行税、関税を撤廃し、盟約者団の外周に統一的関税制度を設けることを求めた。統一関税は輸入税を中心とし、輸出税や通過関税は森林保護のための輸出税を除き可能な限り低くする。生活必需品や工業原材料にはツェントナーあたり0.2~0.5フランという極めて低い関税を課し、国内からの競争が少ない消費財にはやや低めの関税を、また植民地物産や国内に多くの競争者がある消費財には中位の関税を課す。さらに工業製品には0.5~5フランの高めの関税を課す。税収の配分は、最初の10年間は従来の各カントンの関税税収実績を顧慮し、その後は人口比を参考にしつつ道路整備や徴税の経費を考慮して行い、消費税はそのまま存続するという案であった。この少数意見案は、細部を除けば、5年後に実現する関税制度に非常に近いものであった⁵⁴⁾。

他方、盟約者団会議で書記職を務めるゴンツェンバッハ (August v. Gonzenbach) は、1840年代に通商状況についての一連の報告書を作成し、またコンコルダート方式で関税改革を行うことを構想して、28カ条からなる具体的な提案を行った。輸出入税と通過関税を統一化するが、利用税的な橋税・通行税や各種の消費税については統一的な規則を定めるにとどめるという控えめな、したがって実現可能性がより高

52) 遠隔地市場の開拓については、Veyrassat, Béatrice, "La Suisse sur les marchés du monde; Exportations globales et répartition géographique au XIX^e siècle. Essai de reconstitution", in Bairoch, Paul, Martin Körner (éd.), *La Suisse dans l'économie mondiale / Die Schweiz in der Weltwirtschaft*, Genève 1990, 287-316 ページ、および、黒澤隆文「19世紀東スイス・フォアアールベルクの農村工業と世界市場」『調査と研究』第11号、1996年10月、88-107ページ。

53) スイスで、職業教育制度や科学教育制度の整備が比較的早かった背景には、教育政策が関税改革の代替案として位置づけられていたという事情があった。この構想の一部は、1854年の連邦工科大学 (ETH) の設立に継承された。Craig, A. Gordon, *Geld und Geist. Zürich im Zeitalter des Liberalismus 1830-1869*, München 1988, 147ページ以下。

54) Huber, A., 前掲書, 162ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 140ページ以下, 246ページ。Wartmann, H., 前掲書, 439-441ページ。盟約者団がこの改革を行う権限については、以下のように述べていた。「同盟規約の第8条は、盟約者団会議に、各カントンの絶対多数の賛成により、外国と通商条約を結ぶ権限を与えている。つまり、12のカントンの賛成があれば、外国の関税制度に対して義務が生じる。この類推からするならば、この同数の賛成によって、スイス関税制度を発足させることができる」。

い案であった⁵⁵⁾。同盟規約の規定を前提とする限り上記の少数派意見の案は行き過ぎであり、また橋税や通行税を撤廃すれば、交通網の維持が不可能になるだろうというのが、彼の考え方であった。また、関税引き上げに対する予防措置として、関税率変更について全会一致条項を盛り込むこと、豊かで消費力のあるバーゼルやジュネーブなどの負担を相対的に大きくすることなどを主張していた。

しかし1845年の討議では、15のカントンが抜本的な改革に反対し、「一般に、自由貿易の原則が尊重されねばならない」との生彩のない決議がなされたのみに終わってしまった。1846年、

1847年と、グラールスはゴンツェンバッハの案に沿った関税改革の提案を行ったが、これらの盟約者団会議の枠内での試みは、いずれも同盟規約の規定の不十分さによって挫折してしまった。これによって抜本的改革を求める勢力は、盟約者団を枠組みとする改革に見切りをつけ、各カントンの個別の努力による事態の打開を目指していったのである。(次号に続く)

(本稿は、平成八年度文部省科学研究費特別研究員奨励費によって助成を受けた研究成果の一部である)

55) Huber, A., 前掲書, 165ページ以下。Rupli, W., 前掲書, 141ページ以下。Wartmann, H., 前掲書, 440ページ以下。